

令和3年第2回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和3年6月18日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	中沢 武志	産業建設部長 兼農業委員 事務局長	菅野 昭裕
教育部長 兼生涯学習課長	作田 純一	政策推進課長	館下 憲一
税務課長	菊地 健	住民生活課長	安田 春好
健康福祉課長	後藤 隆	再生復興課長	伊藤 寿夫
産業課長	渡辺 雅彦	建設課長	杉原 仁
会計管理者 兼出納室長	中沢 みち子	教育総務課長	橋本 哲夫

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第36号 大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

議案第37号 令和3年度大玉村一般会計補正予算4月①の専決処分の承認を
求めることについて

議案第38号 令和3年度大玉村一般会計補正予算4月②の専決処分の承認を
求めることについて

議案第39号 大玉村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第40号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資
産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する

条例について

議案第41号 令和3年度大玉村一般会計補正予算について

議案第42号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第43号 令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第44号 令和2年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負変更契約
について

議案第45号 区長代理の委嘱について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒
の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

閉会中の継続調査申出について

（1）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

議員発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の
十分な就学支援を求める意見書について

議員発議第5号 東京電力福島第一原子力発電所汚染水の海洋放出方針決定に
反対する意見書について

議員派遣の件について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木真一、藤田良男

一般質問者目次

1. 3番 菊地厚徳 P. 81～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

3番菊地厚徳君より通告がありました「『わが心のふるさと』となるための実践とは何か」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菊地厚徳） ただいま議長より許可をいただきましたので、発言させていただきます。3番菊地厚徳です。

私、今年で議員生活ようやく2年目になりまして、今度の6月でちょうど、ああ今回ですね、丸々1年、2年ということで、いろいろ自分の中で総括しようと考えておりまして、自分は一体今までどんな活動でどんな質問をしてきたのかと思っていたところだったんですが、今回、3月におおたま広報のほうを拝見させていただくところで「おおたま学」について触れた項目がありまして、それと併せて、今回、総合計画や何かも大玉のほうでやっているわけなんですけれども、小学生の子どもたちがコミュニティ・スクールのほうでこれからの大玉の未来についての研究発表、それから提案という形の資料を拝見させていただいて、私、自分の総括と思っていたんですけれども、なるほど、もうその段階で、これからどうなるのかという子どもたちのその思いが、コミュニティ・スクールに村の未来として、「おおたま学」もこれからそれを参考にこの地元に根差した思いを住民の方々に共有したいということだったんですけれども、私、今回この質問を掲げさせていただいたのは、子どもたちの取り上げた内容であります。

前後するわけではありませんけれども、私が今回の質問をさせていただこうと思ったのは、「これからの大玉村づくり～人にやさしい大玉村～」というテーマを子どもたちがコミュニティ・スクールのほうで掲げまして、まず目に飛び込んできたのは、「大人が働く場所を増やす～誰でも働ける「幸せいっぱいセンター」をつくる」ということです。これは、子どもたちの視線から我々の今のこの時代を見たということでもあるのかもしれませんが、大人たちが働く場所が必要だというのは自分たちが生きるということなんですけれども、今のこのコロナ禍ということでございましょうか、そういう中で、仕事をするとということが本当に、自分の生活も含めて、子ども

たちには直結していることではありますけれども、大人の世界を見ているようであり、ますけれども、きちんと自分の未来として受け止めているというふうに思って、我々も、私は今、こうやって議員をさせていただくんですけれども、総括ということではなくて、じゃ、この子どもたちの考えを具体的に何かできるものはないかと考えたときに、これ、1番目、2番目、1番目の質問については、この「おおたま学」ということで、あまりにも難しいテーマをぼっと取り上げてしまったということもあるんですけれども、一番思ったのは、子どもたちの未来に対する考えであります。

それを実現するためには何がいいのかと思ったときに、私、今まで環境と農業ということについてやってまいりました。その中で、子どもたちも、この大玉村は農業でやっていくんだと、農家さんが一生懸命仕事をしていけるような状況、そういうものをつくるということが大事なんだということ、ひしひしと子どもたちの視線から私も感じた次第でございます。そして、その答えとして、地元の経済を回して、地元雇用を増やして、地元というと農家さんですから、その農家さんの収益を上げて、自分たちもその中で農業の担い手として生きていくという、そういう思いに応えられるものは何だろうと思ったところで、私、本当に身近なところで思ったのは、これですね、学校給食。自分たち、子どもたちにとって一番身近な学校給食の食材を有機栽培米にしてみようと。これは2番目のことでございますけれども、私が今思ったきっかけということで、長い話でありますけれども、させていただきました。

そして、その子どもたちのこれからの未来への指針ということで、この「おおたま学」として出版されたその趣旨も踏まえて、本当はこれ順序逆なんですけれども、子どもたちのところがあって「おおたま学」ということで、その子どもたちの心の指針になるような、そういう大前提をもってして、それからお伺いしようということで、問いを2つ立てさせていただきました。

そういうことで、それでは僭越ではありますけれども、一番最初の問いのほうをお伺いしたいと思います。

これは、こちら「おおたま学」、私、拝見させていただいて、本当によくまとまったものだと思うんですけれども、見開きのところで教育長さんが話をされておる流れのところを捉えさせていただいて、あと、村長が、この「おおたま学」はどういうものかということで話をさせていただいたところを取らせていただいて、その1つ、実践としてどういう、こういう時代ですので、これを読んでどうだということではないんですけれども、ひとつ具体的なところでお話をいただければ、これからの子どもたちのもう本当に具体的なイメージと重なって先に進めるのではないかと思いますので、ぜひそのところ、あまりにも単純でストレートな質問ではありますけれども、ぜひお力添えをいただきまして、よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

「『わが心のふるさと』となるための実践とは何か」ということですね。今、そちらのほうに、お手元のところで書かせていただきましたけれども、教育長の「おおたま学」のこの発刊に寄せてというところで、着任の教職員の研修会で、新しく赴任さ

れた先生方には、大玉の印象として、村民の多くが村への愛着を持ち、誇りに思っていると評価していると。一方、村の課題として、新しく大玉村に入ってくる家庭が増えており、大玉村を知らない人が多く、コミュニティーが難しいと。それから、若者の大玉離れ、後継者不足、これが挙げられていると。そこで、真に人間らしい生き方が問われる時代にあって、時代の要請に応えつつ、村ができることについて伺いたいということで、本当にストレートで申し訳ございませんが、その具体的実践として、これも大前提に説明してくださっているんですけども、まず1番は、これぜひとも村長にお話いただければと思うんですけども、みんなが村を理解し、誇りと愛着を持ってもらうには何をどのように実践するか、どんな必要があるかということで、本当にすみません。ストレートで結構ですので、お言葉をひとついただければ。お願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えいたします。

「おおたま学」が大変皆さんの努力で発刊されて、すばらしいものができたなというふうに感じております。

みんなが村を理解し、誇りと愛着を持ってもらうのにはということとは、やはり「おおたま学」が掲げる村をまず理解していただくと。今までのどういうふうに村ができてきて、どういう人たちが村を支えてきて今の大玉村があるのかということと、まずその流れを理解していただくことが大切だと思いますし、今の大玉村がこの福島県、そして日本、世界の中でどういうふうに位置づけされているのかと、どういう位置に存在するのかということも理解していただくことも非常に大切。これは教育のほうの理念にも出ておりますが。そして、あと私いつも掲げている「みんなで支え みんなでつくる 大玉村」ということで、やはり自分の村を知って、村に愛着を持って、そして実践をしていただくと。

公助、共助、自助というふうに3つ言われておりますが、自助は当然自分のことは自分でやると、共助はやっぱり地域でお互いを支え合うんだということですので、今までいろいろ質問に答えさせていただいておりますが、その地域での助け合いみたいなもの、そういうものも実践としては非常に大切だというふうに感じております。

それから、あと産業とか経済関係については、前の質問に答弁させていただいたので省略させていただきますが、日本で最も美しい村、これも、理念も、自分の村がどういう村なのかということと、そして、これからどういうふうにしていかなければいけないのかということを考えていただく一つの指針として加盟をさせていただいたと、こういうことがありますので、実践は、今やっている学校、それから一般の方も含めてのやっていること全てがこれにつながっていくだろうというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当に私も、具体的にどうということではないんですけれども、今、村長おっしゃってくださったように、村として、公助であり共助であり自助であると。今、本当に、施策の中でも出てきますけれども、補助金であるとか、個々が自分自身で自立して立っていくということが困難な状況になっているというのが、本当だと思います。子どもたちの声もそこに集中していることだと思うんですよ。ぜひともこれから、今回の公社化するというのもそうなんですけれども、自分で自立ということが非常に困難な状況になっているんだと思います。本当にこの公助、共助、自助ということで、自分で立つということの大切さと、それと自分の矜持と誇りですね。これは何物にも代え難いものだと私も思います。

ただ、本当にこれは子どもたちの叫びだと私は受け取ったんですが、大人も叫んでいるんですけれども、子どもたちは見ていると。そこなんだと思いますね。私は、それで今回、これを書かせて、質問という形で問いを立てさせていただいたんですが、ぜひともそのところを酌んでいただいて、今後いろいろな施策、新しい計画がございませうけれども、ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、2番目の問いについてお伺いいたしたいと思います。

真に人間らしい生き方が問われてきているということですが、情報がたくさんあるようなこの時代にあって、自ら選択して生きる、今言ったこともそうですけれども、選択して生きることに困難さを感じているという、そういう方も多し。もちろん、私、今、考えているところでは、子どもたちもそうですけれども、大人たちの迷いを子どもたちがそれを真摯に受け止めているというところが一つ、私の中ではあるんですけれども、実際にここでみんなが実践することは何であるかと。

ここで教育長さんに1つ、実践できることという言い方も変ですが、子どもたちにとってというよりは、何かこう、あれですね、本当に教育長さんの思われるところで結構ですんで、いろいろなことがあると思うんですけれども、ぜひともお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 3番議員さんにお答えいたします。

まず初めに、今回刊行いたしました「おおたま学」、実に多くの人たちのお力添えをいただいて刊行できたというようなことで、改めて御礼を申し上げたいと思います。

非常に難しい質問なんですけれども、私は、その人あるいはその年齢に応じて、自分探しの旅を続けることなのかなというふうに思っております。ちょっと唐突な言葉なんですけど、ちょっと補足させていただきますけれども、これは20世紀、1997年に、日本のこれからの教育の在り方というふうなことで国のほうの審議会でやっていますけれども、そのときに使われた言葉なんですよね。どういうことかといいますと、教育というのは自分探しの旅を助ける営みと言えるというようなこと、そういうことなんです。自分探しをするために、それを助ける仕事が教育だというようなこと。

これは、学校卒業しても自分探しというのは同じだと思いますから、自分探しを続けていくというようなことが、真の、質問にあったようなことに対する答えというふ

うにさせていただきましたけれども、学校教育はもちろん、生涯学習、社会教育においても、自分探し、人はいかに生きていくか、いかによりよく生きていくかという、これは3番議員さんが先ほどお話しされたことと関わってくると思いますけれども、そういったことを考えたときに、ちょっと抽象的なんですけれども、自分探しの旅をやっぱり続けていくというふうなこと、それがすごく大事なことなのかなと、そんなふうにご考えております。

以上です。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当に……

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） はい。ああ、失礼しました。3番。

○議長（菊地利勝） 座ってからちゃんとやってください。

○3番（菊地厚徳） はい。お願いします。3番。ああ、議長、3番。失礼しました。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

自分探し、本当に自分自身であるということやなかなかそういうところで、私もそういうところ気持ちの中で、なるほど、本当に何になるということでも非常に難しいところで、問いを立てるとするのは、幾つになってもそういうところでは本当に迷うところでした。ありがとうございます。

それでは、3番、質問を読ませていただきたいと思います。

内容についてですけども、今、皆さんご存じだと思いますけれども、これ皆さん受け取った「おおたま学」ですし、それとその後に出た平成24年のこれ「大玉の歴史」ということで、これ「おおたま学」よりちょっと大きめなんですけれども、文字が多い、写真も多いんですけども、とってこれいろいろな歴史について書かれています。ちょっと不勉強であれですけども、やっぱりこの大本の資料を探るところからやってきた、この「大玉村史」を基にして使っているということ、本当に90%百姓、農民というその立場からの資料の編さんなんだということ、1つ大きなメインにして、庶民の立場からの歴史なんだということ、恐らくそれはこの「おおたま学」にも受け継がれているんだと思っております。

そういう意味で、今、その庶民の皆さんの生活ということで考えさせていただきたいと思うんですけども、失礼します。お願いします。「おおたま学」について、申し訳ありません。ぜひ村長のこの編集の意図というか、そちらのほうですね。お願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 編集の意図は、今、3番議員さんがお話しされましたように、51年かな、「村史」、これはどちらかというと学術的な内容です。それから、その後、東日本大震災の後、「図説大玉」、これはその後のこと、51年以降のこと、それからそれをもう少し分かりやすくしたもの、そういったことで編集したというふう

に理解しております。

その後、平成28年度に、大玉村歴史文化基本構想というようなことについて、文化庁の指導を受けながら作成したんですけれども、その中で様々なことが出てきました。ただ、これもやっぱり学術的なことであつたものですから、もう少し分かりやすく、どなたにも読んでもらうようにと、具体的に言いますと、小学校の高学年の子どもが読んで分かるようなというように、いろいろ工夫しました。写真を多く取り入れたりというようなことで作つたんですけれども、それで領域もいろいろ分けて作って、230ページに及ぶ中身になりました。

もっと言いますと、もっと学術的にこのことを調べてみたいとか、これをお読みになって感じられる方がいると思いますので、それぞれの下の部分、脚注というんですけれども、そこに、もっと詳しく調べたい人はここに行けばいいですよとか、そういうようなことをつけました。それから、今回1つ工夫したのは、QRコードを使ってそこからウェブに入っていくというようなことで、歌であるとか、それから鳥の鳴き声であるとか、もっと詳しい中身について、そういったことについて作つたというようなことをご理解をいただき、ぜひご活用いただければと、そんなふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

いろいろ今使えるような、ネットにつながるようなQRコードを使ったりとか、そういう新しい捉え方もあると思うんですけれども、本当に学術的などというその捉え方、やっぱりベースにあるものは、歴史はいろいろな意味でそこでどういうふうに捉えるかというのは本当に大変なことですし、これから未来について、今を知って歴史を知ることによって未来につながるということだと思いますので、ありがとうございます。

これで、次の2番目の問いに移らせていただきます。

学校給食の食材を有機栽培米にしようということで、本当に私、一番最初に思いましたのは、子どもたちのコミュニティ・スクールでの発表を拝見させていただいて、そちらのほうを目にして、じゃ、有機栽培米を使って、じゃ、子どもたちが研究発表でしたような農業の技術であるとか、農業の土づくりであるとか、そういうことというのは、じゃ、現実的にどうしたらいいのかといたら、それはもう一番身近なところで、自分が食べるものをきちんとしたもので体験するということがいいのではないかと、今回このような形で問いを立てさせていただきました。

それでは、1番目の問いからお伺いいたします。

本宮方部学校給食センターの地元食材の使用割合は、県平均22.2%を上回る28.5%のデータが3月の定例会で示されて、報告はいただきました。では、例えば減農薬、それから減化学肥料の食材、これは有機栽培も含めてということなんですけれども、そういうものが例えば選ばれるということはあつたのか、また、これからそういう状況というのは検討されたことがあるのかということでお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

本宮方部学校給食センターでの地元での食材使用に当たりまして、減農薬や減化学肥料の食材とのご質問でございますが、いわゆる特別栽培農産物につきまして、一定の数量を安定して調達する必要がありますことから、選んで調達することはできないということでございます。

また、米につきましては、地元産米を100%使用しておりますが、有機認証を受けた稲作農家が地元にございませんことから、同様に、安定した供給を図るため、JAを通して慣行栽培米を調達しているということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 今、一定量の数が例えば減減の場合確保できないということと、それから地元産米ということにこだわっているということなんですけれども、調達するというので今、お話いただいたんですけれども、今、結局、その減農薬、特別栽培米と言われるものなんですけれども、それが調達できないというところ、3番目の問いにも、ここで言う3の問いにもなるんですけれども、そこです。実際に有機栽培米、それから特別栽培米といった場合には、そこに取り組んでいらっしゃる方々が少ないです。量的にも確保できないということなんですけれども、これから、前後しますけれども、後で出てくるいすみ市の話では、4年間かけてそれについて、さっきも言ったように、自分の力でどうにかできるということで、なかなか自助ではできないところなんですけれども、村としてそういう方針でしていただくと、農家を育てるということと、それから農法について、つまりどういった形の栽培をするのかという農法ですね。つまり農民として、農業に携わる者として、どのような栽培方法を取るかということの両方ができるような状況になるんですけれども、確かに今おっしゃったように、量的な確保ができないというので、時間的な計画的なものが必要になってくると思うんですけれども、ぜひ、問題提起にもなりましたので、そのところ、今ふと思ひましてピックアップさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問させていただきます。

今、有機栽培米は慣行栽培米と比べて割高ということで、今の話にもなるんですけれども、村としての食材の調達に対して補助金という形で、これは今、誰にどうやるということもあるんですけれども、そういうことは考えられますでしょうか。可能でしょうか。

これからいろいろな総合計画ということもそうですけれども、今、子どもたちがこういう問いを立てたところで、じゃ、それは駄目ですということだと、ああ、そうすると、農業についての、じゃ、どういった方法、違う代わりの方法ということがあると思いますけれども、取りあえず、この栽培方法で自分たち直結した給食で食べる食材を1つ安全なというか、農薬、今、安全・安心は考えてどの作物も作っていることではありますけれども、有機栽培について今言えることを、ぜひ村長からお話伺いた

いと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 給食センターにおきましては、地産地消の取組として、地元産及び県内産の調達に努めているというところではございます。さきにも述べましたとおり、食材等の安定した供給を図るためには一定の生産量が必要であり、現状では調達そのものが難しい状況であるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 現状で有機栽培農家がないので調達することが難しいということではあるんですけども、今考える、これから先の話として、現実的に、大玉村もそうですけれども、有機栽培の集団ということで、そういう農家さんというのはかなりいらっしゃって、例えばこれは二本松の大内信一さんという、この辺のところでは随分有機栽培で中心的な存在になってやっぺら方でもあるんですけども、こういった方も有機栽培の田んぼで栽培もされているんですけども、何かやっぺら原発事故が一つのきっかけとなって、例えば二本松の方でしたら、二本松の北小学校に野菜を提供していたんですけども、やっぺら原発事故を境にしてそれをできなくなったとかいう、そういうこともあるんですけども、実際こうやって続けていらっぺら方方もいますので、ぜひとも可能性として探る余地があればと、今、現実はどうですけれども、これからの流れとして考えられればと、そういう気持ちであります。ぜひそういうところで見とっていただければありがたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問にさせていただきたいと思います。

実際に、今お話いただいたところで、今、大玉村では調達ができないということなんですけれども、これも農業をメインに考えるということで大玉村やっております。その中で、有機栽培の農家として、今、3番目のところなんですけれども、千葉県のみ市で地元の有機栽培農家から調達する目標をつくりまして、4年で100%有機米になったという成功例があり、ここには書いておりませんが、その成功例を見た木更津市が、7年計画ということで有機栽培米を給食で使用するというような方向にかじを切ったということも報告されております。これから大玉村自体もSDGsや環境に配慮するということだけではなくて、先ほどもお話させていただきましたけれども、地元経済を回すという意味で、農家を育て、土づくりや健康に関しての認識も高まると、そういうことで考えられます。

現実問題として、慣行栽培によらずに有機栽培ということは、慣行栽培というのはある一定の方法になるんですけども、有機栽培の場合には、アイガモ農法であるとか、いろいろな多岐にわたる方法がございます。それで、農法を1つ勉強する、それぞれの農家さんが研究したその成果を具体的に共有できるということで、土に触れ合うとか、農業ということを深く理解するという意味でも慣行農法と比べて有機農法は優れていると思うんですけども、その辺も含めてぜひ村長のお考えを、何度も繰り

返すようですけれども、ぜひお考えを頂戴したいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えします。

まず、給食センターについては、大玉村独自で、例えば単独でやっていくというようなことであれば、800食とか、先生方も含めて1,000食程度ということになりますが、本宮と共同調理ということですので、約4,000を上回る飯米、飯米に関しては白沢の学校も使っていますので、これを有機米に調達するととなると、現実的には多分不可能だと思います。

有機米と慣行栽培に何が差があるんだということになります。詳しいことは後で部長のほうから答弁させますが、食べさせてはいけない米を食べているわけではないので。有機米を食べるというのは、ある程度そういう思い入れの強い、御飯に対して思い入れの強い方が有機米を選んでいただくと。販売の面で有利だということも、当然そちらのほうの方が重要なんです。それで有機米に取り組んでいると。高く売れると。ですから、食べるほうは、有機米じゃないと体に悪いなんていうことではありませんので。

それだけの量を地元から調達する。福島県全体とか、日本全体から調達するのであれば可能かもしれません。毎日4,000食を上回る米を使っているわけですから。しかも、子どもたちには本宮と大玉の米を食べていただくと、こちらのほうが重要なというふうに感じておりますので、これからも有機米になることはまず困難だというふうに考えております。

あと、その辺の政策的なことも含めて、部長のほうから答弁をさせます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをさせていただきます。

まず、有機農業の推進についての考え方ではありますが、これにつきましては、SDGsの実現を目指す世界的な動きが背景にあるというふうに認識をしてございまして、農林水産省の新たな目標として、国際基準を満たす有機農業を2050年までに農地全体の25%、100万ヘクタールまで増やすというふうにしてございます。これは現時点での数字から40倍以上のかなり高いハードルであるというふうなことでありますけれども、これにつきましては、自然環境の保全あるいは生物多様性の観点からも重要な取組であるというふうに認識をしてございます。

村におきましても、化学肥料あるいは化学合成農薬を一定程度減らす、あるいは堆肥を施用するというような環境保全型農業直接支払事業、これを予算化しております。今年度当初予算にも計上させていただいているところでございます。

一方で、有機農業につきましては、生産性の低下による減収、減収を防ぐためには高い値をつけなければいけないというふうな部分、それから除草あるいは病害虫への対応というような、個々の農家の負担が増加するというふうな課題も指摘されているところでありまして、普及課題がなかなか進んでいかない現状でございまして、

先ほど教育部長のほうから、また村長のほうからもありましたように、現在、本村、本宮市においては、有機農業のGAP認証を取得されている農家さんはございません。また、本村においては9割以上が兼業農家で、慣行栽培による稲作を行っておりまして、こういった中、後継者不足というふうな部分を取り沙汰される中で、有機農業への転換を図っていくというのは極めて難しい状況ではないかというふうに考えてございます。

有機農業に転換する、あるいは普及していくということに当たりましては、消費者も含めて全体の意識改革が必要なんではないかというふうに考えてございます。また、農業経営をどう持続可能にしていくか、こちらの観点も極めて重要なものであるというふうに考えてございますので、これらの環境整備が必要不可欠なものでありますので、今後、村においてどういうふうな農村環境が理想であって実現可能なものなのか、これらも含めて検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 今、村長と部長からお話いただきましたけれども、消費者の意識改革、これが肝になっているということなんですけれども、まさにそれです。今こうなっている、できない状況という言い方ですけれども、本当にこれはあれなんですけれども、我々はあれですけれども、子どもたちは未来なんですけれども、子どもたちが例えばこういう社会だったらいいだろうというところを、例えばこのコミュニティ・スクールでは話をしているわけです。みんなが仕事が、大人が仕事があって、幸せいっぱいセンター、あり得ないだろう、それで終わる。確かにそうかもしれない。でも、でもですね、現実的には、例えば福島の場合でいうと熱塩加納村であるとか、有機栽培のものを使っているところもあります。それと、このような形で時間をかけて、じゃ、これをやっていこう、どういうふうにしたらできるんだろうかという発想のところ、つまり消費者の意識改革も含めての考え方というのを持つことは、これは決して無駄ではないと思うんです。ここで私が問いを立てさせていただいたのも、一つの答えとして、子どもたちがこういうことをやりたい、こういうことをやりたい、こういうことをやりたい、じゃ、手がかりはここから行けるんだぜ、つまり、意識改革しないとできないことだよということを私も感じたので、あえて今回、有機栽培ということを立てさせていただきました。

私もやっていて大変だということは重々認識しておりまして、その部分もあるんですけれども、とてもいろいろな意味で、慣行栽培というと1つ決まったやり方がありますけれども、有機栽培というのは、田んぼもいろいろですけれども、個性があります。いろいろな方法があります。そして、まだそういうところでは、有機栽培であると全然収量が上がらないということなんですけれども、見てください、山の森を。何にも肥料もやらないのに、いっぱい実をつけて、森だけではなくて、川に栄養分を運んで海を育てるという話もあります。そういう循環の流れの中にあるわけで、決して自然農法と言われる言い方はちょっと有機と離れるのかもしれないけれども、そこ

を否定してできないということではなくて、じゃ、助けられないと……

○議長（菊地利勝） 3番さん、一般質問からずれて……

○3番（菊地厚徳） はい、分かりました。ありがとうございます。

という形で、有機栽培の問いを立たせていただいた、その根っこにあるのは、幸せいっぱいセンターが無理だと言ってしまったら無理になってしまうので、有機栽培が無理だと言ってしまったら無理になるので、じゃ、できる方法はないかということでした。ありがとうございます。

そういうことで、今回、問いを立たせていただきましたけれども……（不規則発言あり）ああ、いいですか。最後に一つ、私、あまりアニメなんかは好きではないんですけども、麻生太郎大臣のような方はアニメファンだということなんですけれども、こういうアニメがございまして。皆さんはあれかもしれません。私はあまりあれですけども、「寄生獣」という漫画があるそうで、岩明均さんという方が描かれているということで、そこにこういう言葉があります。短いので読ませていただきます。

人間の数が半分になれば、垂れ流される毒の量は半分になるのだろうか。人間の数が半分になれば、焼かれる森の数は半分になるのだろうか。地球の誰かがふと思ったのだ。生物の未来を守らねばと。

まあ、有機栽培で守られるかどうか分からないんですけども。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 質問終わっているのですがこの後は結構ですが、誤解を招かないように話しておきますが、我々は、村としては有機栽培を否定しているわけではございません。子どもたちの夢はかなえようとして一生懸命やっています。ですから、今、有機栽培を否定するような村政のような言い方されましたので……

○3番（菊地厚徳） ああ、いえ、そんなつもり……

○村長（押山利一） そうではなくて、給食センターで有機栽培米を使うことは難しいという意味ですので、誤解のないように議事録に残していただきたいと思います。

いや、結構です。もう終わったんだからいいです。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時45分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第36号「大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第3、議案第37号「令和3年度大玉村一般会計補正予算4月
①の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番(押山義則) この4月専決の内容で、総務管理の補助が8,128万、国とあります。ただ、一般財源から2,746万支出されているんですが、これ、事業によって内容がばらばらなんだと思いますが、村で負担している事業の内容だけ、あと、100%が国の金でやっているという事業、その辺の区別をお示し願います。

○議長(菊地利勝) 総務部長。

○総務部長(押山正弘) 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、国から交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,128万2,000円を充当させていただいております。これに関しましては、基本的には10分の10でございます。

今回、本村におきましてこの対応事業を検討させていただく中で、これは必要だろうというもの、当然、計上はさせていただいております。これに関しまして、当然国庫の交付金を超えた枠組みでの予算編成をしております。この関係で、どの事業にこの一般財源が充当になっているかという、そういうことではございませんで、総枠に対して不足する分を取りあえず一般財源で充当させていただきまして、当然、事業が進行する、完了する時点でどの程度一般財源が必要なのかは最終的に判断されますので、その際には、国の交付金だけで済む場合もありますし、それによって不足が生じた場合は、最終的に幾らかでも一般財源での充当が必要な事業を遂行していくという、そういった基本的な考え方での補正の計上でございます。

以上でございます。

○議長(菊地利勝) ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第4、議案第38号「令和3年度大玉村一般会計補正予算4月②の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第5、議案第39号「大玉村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第6、議案第40号「平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第7、議案第41号「令和3年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番(本多保夫) 何点か歳出に関して質問させていただきたいと思います。

まず、13ページ、下段になりますが、東京オリンピックのホストタウン、これに対しての金額的には問題ないと思うんですが、補助金でしょうから。村としてはホストタウンとしての対応をするのかどうか。

次に、17ページ。これも下段になりますが、墓地関係、共同墓地環境整備事業、この補助金なんですが、幾つの墓地が該当しているのか、その辺をお伺いします。

次に、19ページ。林業振興に関する経費ということで、これも下段のほうになりますが、里山林保全対策事業委託料、それと危険木等々ございますが、取りあえず、この里山林保全対策事業委託料として65万1,000円上がっていますが、この内容について詳細な説明をお願いしたいと思います。

次に、21ページ。上段になりますが、報酬関係で、アットホームに要する経費ということで、報酬、運営協議会委員、これに対しての6万6,000円。アットホームは指定管理のほうに委託されているはずなんですが、それであっても運営協議会委員というのは必要なのかどうか、伺います。

最後になりますが、23ページ。中段、報償費でございますが、ふるさとホール事

業に要する経費の中の報償費、資料展示アドバイザー報償、これ50万ということなんですが、どこから来てアドバイスをするのか。50万というのはあまりにも高額であって、何点を展示するためのアドバイザーなのか、そこをお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 4番議員さんにお答えいたします。

13ページのホストタウンの関係でございます。

これ、大使館のほうとも連絡を取り合いまして、現時点ではかなり厳しいと。ペルーの国のほうでも、大玉のほうに来て迷惑かけるようなことがあっても大変恐縮であるという考えもありまして、現時点で非常にこちらのほうに来るの厳しいということなので、ホストタウンの事後交流を計画しておりますが、現時点では保留しているような状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 4番議員さんにお答えいたします。

17ページ、共同墓地環境整備補助事業の墓地数であります。村内上ノ台等、約20か所ほどあると考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 答弁漏れですか。再答弁しますか。

（「まだいい、まだまだある」という声あり）

○議長（菊地利勝） 答弁進めます。

当局、答弁求めます。産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 4番議員さんにお答えいたします。

まず、19ページ、里山林保全対策事業委託料ということで、こちら、金泉閣の西側になります山がございまして、そちらのほうでナラ枯れが発生しておりました。面積にしまして19.7立米なんですけれども、こちらのほうのナラ枯れの木を伐採して、薬剤散布してビニールシートで覆うといったような、衛生伐のような対策をして、感染を防ぐというような事業になってございます。県の補助率が75%ということになってございます。

あと、21ページのアットホーム運営協議会の委員報酬なんですけれども、こちら、アットホーム、今回のコロナ禍の影響で宿泊等自粛しておりまして、今後の運営方法について、再度運営協議会の委員さんのほうにお諮りしたいということで、再度設定させていただきました。そちらに対しての報酬となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

23ページ、ふるさとホール事業に要する経費の資料展示アドバイザー報償ということで、こちらにつきましては、大学の先生に来ていただきたいというふうに考えて

ございます。1回ではなくて、年に数度ということ考えてございます。千葉のほうから来ていただくということと、あとは、何点展示かということにつきましては、ふるさとホールの展示室1画を用いまして展示するに当たりまして、その展示する内容等についてもアドバイスいただくため、現時点で、何点ということはお答えするには難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 答弁漏れ、ないですね。

4番さん、よろしいですか。

ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 前の質問とも関連あるんですけども、18ページから19ページの今のナラ枯れの関係ですけれども、要するに、枯れちゃったものに対する対象なのか、枯れないよというこの薬剤散布かというようなこと等含めて、いずれ松も、その上の松の伐倒も含めて、今の現状、まずはこれもどうしようもない状態なんですけれども、ナラもそうなのか、これからの先々の対応の仕方という現状も含めて、これらに対する対応、今、どのようにしていこうという、あるいはどういう状況なのかということについて、その考え方なり進め方についてお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

里山事業でございますけれども、こちら、今回に関しましては、枯れてしまったものを伐採して、玉切りして、薬剤散布とビニールシートで覆うというような事業になってございますけれども、県のほうでは、予防事業としまして、ビニールシートで覆うような、粘着剤で覆うような事業もございます。あとは、樹幹に対して薬剤を注入する事業というものもあるようですけれども、今回に関しましては、枯れてしまったものをまず伐採して拡散を防ぐというような事業内容になってございます。

あと、衛生伐等もございますけれども、ナラ枯れもそうですけれども、マツクイムシに関しまして非常に広がっているような状況でございますけれども、何とも予防がし難いものがございますので、今、行っている事業、そして人に影響を与えたり道路に影響を与えたりというような危険木のほうを、まず早急に対応していきたいというふうに考えてございます。

あと、真ん中の危険木伐採になりますけれども、こちらにつきましては、玉井神社の松が1本枯れております。前のご自宅のすぐ裏の松の木の大い松の木ですので、こちらを危険木として伐採するような形になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番さん、よろしいですか。

○10番（須藤軍蔵） はい。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。1番。

○1番（斎藤信一） 15ページの下段の低所得者子育て世帯……

○議長（菊地利勝） 1番さん、もう少しマイクに近づいてお願いします。

○1番（斎藤信一） 低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費で994万6,000円とありますが、内容ですか、何件ぐらいでどのぐらいの金額なんだかを教えてください。

それと、21ページ、小学校の管理運営に要する経費で、築山の修繕とありますが、どういった修繕をするのか教えてください。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 1番議員さんにお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症関連ということで国が行う国庫補助事業でありまして、こちらの対象の方なんですけど、低所得の方々が対象ということなので、現在税務課のほうで算定している税のほうの所得の確定がしたところでその割合が決まるわけなんですけど、国のほうで一応、大玉の人口であれば大体何人だということ、人数につきましては支給対象児童181人、1人当たり5万円ということで予算が来ております。実際、調査をしまして、人数が確定した分、実績で交付を受けることになってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1番議員さんにお答えいたします。

21ページ、小学校の管理運営に要する経費、大山小学校の築山の修繕でございますが、元の状態に戻すということで土を盛る土工事、さらには、極力土の流れを抑えるために芝の植栽を予定しております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 19ページの農業振興費、①の18、県オリジナル米産地力強化推進事業補助金123万とありますが、これはどういうふうなのを使うのかと、その下の堆肥センターの運営に要する経費で、施設修繕料ということで92万4,000円上がっていますが、これ、建物のあれなのでしょう。どういうふうなあれを修繕するんだか教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

まず、19ページ、農業振興に要する共通経費の県オリジナル米産地力強化推進事業補助金ですけれども、こちら、あだたらの里直売所のほうで県オリジナル米の研究会を創設いたしました。あだたらの里「福、笑い」研究会ということで、その中のお一人の方が、県のオリジナル米であります「福、笑い」を作付することになってございます。その作付する際に当たって、必要な機械、今回は色彩選別機をリースすること、そちらに対するリース料に対する2分の1の補助、こちら、県から村に入りまして、村からそっくりそちらの研究会のほうに支出するものとなってございます。

あと、その下の堆肥センターの運営に要する経費なんですけれども、こちらの施設修繕料に関しましては、もみ殻タンクのダクトにちょっと穴が開いておりますので、そちらの修繕ということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 13ページ、上段の①、委託料、人材育成業務委託料、SNSを活用した部分の人材育成ということでございましたが、どこに委託をされるのか。そして、この委託の期間、どういう形でこういうものを受けに行くというか、どこかに出向いてそういうものを勉強してくるということだとは思いますが、その期間、どのぐらいの期間がかかるのかというのを伺います。

次に、17ページ。17ページに、予防費で新型コロナウイルスワクチンに要する経費、計上されておりますが、職員手当もかなりの金額上っております。当然、日曜日出勤分の手当かなというふうにも思っておりますが、これかなりの、昨日のお話でも、集団接種枠もかなり広げるということで、職員の負担というのもすごく膨大になってくるのかなというふうに思うんですが、全て村の職員でその部分は賄うことができるのか。医師会の協力等々はいただくわけですが、当日の様々な係員については村の職員だけで賄えるのかどうかというのを伺いたいと思います。

同じページの一歩下、下段の⑥災害等廃棄物処理に要する経費、福島県沖地震による災害廃棄物の処理ということでございますが、この事業を受けるに当たっての事業の流れというんですか、どういう形の流れ、順番で進んでいけばこの事業が受けられるのか、使うことができるのかというのを伺いたいと思います。

19ページに先ほどの県オリジナル産米というのがございました。オリジナル産米「福、笑い」というお話でしたが、この作付は誰でもが作付をできるということではないということですか。誰か、その人はどういう人なら作付できるのかというあたりを伺いたいと思います。

21ページ、土木費の中の③住宅耐震改修に要する経費の屋根耐風改修事業補助金というの計上されておりますが、これもどういう流れでこの事業を使うことができるのかを伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（舘下憲一） 8番議員さんにお答えいたします。

13ページの上段、①の委託料の130万になります。

これについては、予定としましては、福島の業者をお願いしたいと考えています。期間については、このコロナの関係がありまして、本来であればそこに出張させまして研修を受けさせたいというふうに考えておりましたが、こういう状況でございますので、週に2回程度、福島のほうに行って直接対面でやる部分と、あとはオンラインでやる部分を織り交ぜて、約3か月間の研修を予定してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

コロナの集団接種……

○議長（菊地利勝） 課長、ページ、ページ。

○健康福祉課長（後藤 隆） 大変失礼しました。

ご質問の17ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する経費、その中の3番の職員の時間外手当ということの関連でご質問がございました。

こちらにつきましてですが、現在、さきの一般質問の答弁でもありましたとおり、現在、6月27日の日曜集団接種開始から3週間に1回予定していたものを、毎週日曜日の接種、12月5日まで延べ24日間累計になるんですが、そちらの計画を今、立てております。

スタッフについてですが、現在、会場16名のスタッフで計画しておりまして、そのうち、医師会の医師、先生、お医者さんが2名、帯同の看護師さんが2名、それから、薬剤師会さんを通じて薬剤師の皆さん2名をお願いしておりますので、16人中6名が外部から、そのほかの残り10名を村の職員で行いたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 8番議員さんにお答えいたします。

17ページ、令和3年福島県沖地震により生じた災害等廃棄物の処理、こちらのほうの事務の流れ、順番というご質問だと思います。

まずは、環境省のほうから令和3年2月26日、2月の末に、補助、通常であれば全壊でないが該当になりませんが、今回は特例的に半壊の家屋も対象になりますよと文書が来ましたので、それに則りまして、令和3年5月12日に、令和3年のこの地震の解体及び撤去に関する実施要領を定めまして、その後に情報収集、罹災証明等、あと個人の建て主さんのところを職員が回りまして、情報収集、該当になるかどうか、直接確認しているところです。

今後の予定といたしましては、財務省の査定が8月3日、今、予定で決まっております。8月中は1か月間、査定に時間取られるのかなと思います。その後、補助申請等がありまして、実際には10月くらいには、できるだけ早い段階で工事発注を行いたい。村が解体工事等全て代行で一括発注いたします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

19ページ、県オリジナル米の生産者ということでございますけれども、こちら、まずGAPの認証を取得する必要がございますので、その後、あと研究会をつくらなくてはなりません。今回のほうも、直売会のほうで研究会を創設して補助事業をいただいているということになります。その後、県のほうに申請いたしまして、県から認定を受ければということになってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

21 ページ、屋根耐風改修事業補助金の今後の流れということですが、まず、補助金の交付要綱を早急に策定いたしまして、住民向けに周知したいと思っております。補助金交付、その際に、補助金交付申請をまず出していただきまして、併せて罹災証明書の写し、また現況写真、あとは屋根面積が確認できる図面と、あと見積書の写し、あとは確約書ですね、村が滞納がないかと、税等の滞納がないかという確約書をお願いしまして、その申請を出してもらって交付するといったこととなります。

目的としておりますのは、主な目的としましては、本年の2月13日に発生しました福島県沖地震の屋根改修ということですので、当然、屋根改修した箇所、世帯もあります。そういったことに対しましても、写真等あれば対象になるという形がありますので、その辺も呼びかけていきたい。ただ、私どもの今回策定する補助の内容でございますが、屋根の全面改修をしてもらうことが1つ条件となっておりますので、その辺も併せて周知していきたい。

あと、この財源につきましては、上限55万2,000円を上限としておりますが、国費から2分の1を当てにしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 19 ページの農林水産業費の⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費の18、そのうちの一番下です。有害鳥獣被害防止柵整備補助金なんですが、毎年出ているお話だと思うんですけども、何か村民の方の中には、もう何か予算なくて出ないんだとなんていうお話もあるんですが、これ今後は……（不規則発言あり）今後も多分、足りなくなれば補正を組まれる話があるのかどうか。

それと、23 ページの教育費の①、18 番、新事業ということで、あだたらの里おたまウォーク実行委員会補助金、こちらの事業の詳しい内容をお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

19 ページの一番下になります有害鳥獣被害防止柵整備補助金ということで、こちらにつきましては、まず当初予算で予算確保しております。その後、状況を見ながら、予算が足りなくなるようでしたら、その都度、補正で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 6 番議員さんにお答えいたします。

23 ページ、あだたらの里ウォークにつきましてでございます。

詳しい内容ということですが、これより詳細は産業課のほうと詰めていく、また実行委員の中で詰めていきますが、今現在、事務局として考えておりますことに

つきましては、9月12日にウォーキングを行うと。あだたらの里、ふれあい広場をスタート、ゴールにしたウォーキングコース、約5キロのコース。あと、名倉山のほうに向かう、途中バスは使いたいというふうに考えてございますが、名倉山を登って、名倉山から村内を見下ろすコースということでの二コースというようなことで考えてございます。今、そのような内容で検討しているところでございます。

失礼しました。

5キロコース、ふれあい広場の出発、ゴールにつきましては150人、あと名倉山コース50人程度ということで考えてございます。

以上のような内容でございます。

○議長（菊地利勝） ほか。11番。

○11番（押山義則） 13ページの地域交流センター設置補助、これ、一般質問でも申し上げました。3,500万の工事ではありますが、3,500万全額支出の構想で、これ補助というのはすごい違和感があるんですが、これは補助なんですか。その辺のこの言葉の、とにかくそれは違和感のあるものですから、補助という名前がちょっと、全額出すには補助はちょっとおかしいんじゃないかと思っております。

それから、17ページ。先ほどご質問もございましたコロナウイルスワクチン接種であります。これ、連日いろいろな報道で流動的ではありますが、大玉村として全体への通知はいつ頃できる予定なのか、今後の日程について伺っておきます。

それから、19ページ。先ほども話ございました危険木伐採業務委託料。これ、玉井神社の境内の松の木の伐採と。早速対応していただきましてありがとうございます。こういう事業について、かつて政教分離とか、行政がちゅうちょしたことがありましたが、住民の安心・安全がやっぱり一番大事だと思っております。今後も住民の安心・安全をまず第一に考えて、こういう対応をしていただけるよう、重ねてお願いしておきます。

それから、21ページ。飲食店等応援前払利用券発行支援事業補助、一般財源から136万出ていますが、これの全体事業費、お示し願いたいと思います。

それから、23ページ。先ほども質問ございましたあだたらの里おおたまウォークでございますが、これはいろいろ日程とかコース決まっているとありますが、これに対するコロナに対する対応というのはどのように考えておられるのか、その辺をまず伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

13ページ、中段にございます企画事務に要する経費の交流センター設置補助金3,500万の関係でございます。

この件に関しましては、特定財源としまして、自治総合センターから1,500万円の助成金を受けることとなります。これは、その額につきまして民間団体組織のほうに補助金として交付するという必要がございます。従来から、国庫でも10分の10の補助金につきましては、全て補助金というふうな取扱いで実施をしております。

これ、助成金ということであっても、補助の項目に全部入ってまいりますので、そういったことなく、全て補助金という形での取扱いで今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんにお答えいたします。

17ページのコロナウイルスワクチン接種事業関連でございます。

現在、65歳以上の方に接種券を送付しているんですが、64歳以下の皆様への通知の日程というご質問でございます。

こちら、二本松、本宮市、大玉村と2市1村で計画しておりますので、現在調整しているところですが、現時点での案ということでお聞きいただきたいと思います。7月いっぱい65歳以上の接種を終えたいという計画がございますので、通知の発送は7月14日水曜日を予定してございます。通知の発送をした後に、実際、年齢ごとになると思うんですが、段階的に予約できる日のほうを周知して予約していただくような考えで、現在、計画してございます。

なお、内容が決定しましたら、皆さんにお知らせをしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、19ページの危険木に関しましては、今後も関係機関と協議等進めながら、適応、対策取ってまいりたいと考えております。

あと、21ページの飲食店応援前払金でございます。こちらにつきましては、利用券の期限が6月までに延長されたということで、3月末で未払い分195万4,800円、こちらの7割分で136万9,000円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 11番議員さんにお答え申し上げます。

23ページ、あだたらの里おおたまウォークのコロナ対策ということでございます。

まず、参加者につきまして、コロナ対策、防止ということで、ウォーキング、人気でございます。県外からも来られることもありますので、県内の在住者限定ということで参加を募集していくということでございます。

それと、通常のとおりでございますが、体がよくない場合や体に異状を感ずる場合、また身近な人に感染が疑われる場合というのの参加を見合わせていただくということでの同意書というものを、申込書と一緒に、理解してもらうということで、配布して対応するというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 最後のことだけ、あだたらの里ウォークについて。これはやっぱりマスクして歩くような、そういう設定なんでしょうか。例えば距離を持って歩かせるとか、そういう考えとか何か、その辺の検討はなされたんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 昨日の学校の体育と同じように、距離取ればマスク外す、そして暑ければ、息が苦しくなればマスク外すということでございます。また、歩くスピードそれぞれでございますので、離れてくればだんだんマスクも外して差し支えございませんというような内容で、自分の呼吸の体調に合わせてマスクを外す、それを対応していただきたいというふうに考えて、案内したいというふうに考えてございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

答弁漏れ、ないですね。

5番さん。

○5番（松本 昇） 13ページ、先ほども質問あったんですけども、地域交流センター設置補助金、これ3,500万となっているんですが、これで建物は全てできるんでしょうか。そして、備品とかも何か含めてこの値段なのか。

俺が言いたいのは、集会所とか、各部落にあるんですよ。これは、みんな金出し合って、そして建設していると。そういうことで、全額補助、反対はしたくはないんですが、そういう各地域で負担するというような話はあるんでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

今、質問されたことは、11番議員さんの一般質問で全てお答えをしているわけで、ご理解いただいているんだというふうに思っておりますが、これについては、議会のほうに7、8、9、10の区長さん連名で、山麓交流センターを造ってほしいというのは、東部ふれあいセンターと同じような施設を造ってほしいという陳情が上がりました。それについて、議会としては採択をしたということですので、ここにおられる議会としては、これは必要だということで、ご理解はもう既にいただいているものだという事ですので、村としても必要性を感じて、これ建物建てよう。

ただ、この建物の人口的な問題とか地域的な問題がありますので、あそこにふれあいセンター建設しますと、今だと多分1億ぐらいかかるだろうということの財政的な問題もあります。それからもう一つ、婦人ホームという建物が中山間の俗に言う開拓地、中山間の産業振興のために国・県が全額出して建てたという経過がございます。かなり老朽化をして、耐震からいけば危険建物ですので改築する必要があるだろうということで、歴史的な経過、それから地域からの交流センターを建設してほしいということ併せて検討した結果、地域に地縁団体があるということですので、その地縁団体に、村のほうで先ほど言った1,500万の補助をいただいて、2,500万、実質的には村からは2,500万ですが、2,000万ですか、出して、地縁団体で

建てていただくということで、先ほど答弁あったように、1,500万円と2,000万と合わせて10分の10の補助ということで、地縁団体に支出をして自らの造っていただくということで、建物を壊す経費、それから設計をする経費を含めて、現時点では3,500万。

ただ、非常に材料費が急激に高騰しておりますので、この予算を組んだときから比べても、材木の値上がり等がありまして2、3割もう増えているということもありますので、この金額で収まるのかどうかは若干心配はありますが、当面、これでスタートをしていただいて、必要があれば補正をする。

それから、あと備品等については、同じ理由で村としては助成をする、補助をするというふうに基本的に考えております。

ただ、地縁団体とのお話で、今までどおり自分たちで管理運営をしていただく。ふれあいセンターの場合には管理人を置いて、使うたびに管理人が行って鍵を開け管理をするということになります。それについては地縁団体が自らやっていただく。当然、維持経費ですが、電気代とか水道代とかいろいろかかるわけですが、それについては従来どおり地元でやっていただく、負担していただくということを基本にすると。

ただ、地域の産業センターとしての、地域交流センターとしての役割も当然担いますので、自由に使わせていただく。それは、それも含めて地元で負担しなさいというのは無理がありますので、それについては今後検討しますが、応分の運営費補助金を出したいというふうに考えております。

ですから、ふれあいセンターと集会所の中間に位置するような建物であろうと。歴史的なことも踏まえ、地区的なことも踏まえ、今回、こういう方法を取らせていただく。財政的にも、村にとっても、非常に有利な方法ということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思っております。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時49分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第42号「令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） 国民健康保険ですが、保険税自体は昨年より引き下げられたということで、よかったなというふうに思っておりますが、令和2年度の医療費についてもかなりコロナの関係で落ちているのではないかなというふうに推察するわけですが、どのぐらい前年対比で医療費というのが落ちているのか。受診抑制もあったというふうにも聞いておりますので、そのあたりを伺いたいと思います。

令和4年、来年度から国の国保税の制度として、子どもの均等割の軽減策が取られるという話を聞いておりますが、その内容について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8番議員さんにお答えをいたします。

国民健康保険関係の令和2年の医療費減ということでございますが、確かに減少しております。令和元年、一般療養給付費で5億3,700万ございましたところ、令和2年におきましては4億7,900万ということで、約2,000万ほど減少している形でございます。

なお、国保の被保険者につきましても減少しているという形から、医療費についても若干減少している形になってございます。

続きまして、子どもの均等割の軽減でございますけれども、こちら、ちょうど6月11日に国のほうからの通達がございます。子どもにつきましては、未就学児童の均等割につきまして5割の軽減を行うという内容でございます。さらに、財源としましては繰入金として、軽減の財源として村は繰入れをします。繰入れの財源として、国は2分の1を負担すると。さらに、県は繰入金4分の1を負担ということで、公費の投入も見込まれるということで、施行日につきましては令和4年の4月1日からといった通達が来ております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 今の軽減策についてですが、通達来たばかりということですので、大体の概算、村としてどのぐらい該当する人がいるのかというのは、出てはままだいんでしょうか。最終的に、この残りの4分の1を村が負担するということよろし

いのかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8番議員さんにお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、4分の1が村負担という形になってございます。

以上でございます。

ただし、これにつきましては、恐らく法定繰入れという形で、法で認められた繰入れが充当されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 申し訳ありません。8番議員さんに重ねてお答えいたします。

その未就学児童の人数ですとか概算の減額の金額につきましては、まだ数字はつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 歳入について伺います。

29ページで、国保財政調整基金の繰入れが1,000万円、今回されますが、基金の残高を伺うとともに、あと、これらの国保会計が県というか、広域のそっちのほうに移行されることを伺っているんですが、その大体の年数と、あと、その基金のそういうものの今後の取扱いというのは、最終的に完全に移行されるのがいつなのか、そこまでの間で、この基金とか何かで充当できるのか、確認しておきたいんです。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、国保の財政調整基金の残高の関係でございます。

こちらにつきましては、前年度末残高が約7,400万円。令和3年の当初予算で取崩しを見込んでおります。こちらが1,500万円。さらに、今回6月補正で1,000万円の取崩し。合わせて3,500万円を取り崩しまして、残高といたしましては4,900万円の残高となる見込みでございます。（不規則発言あり）失礼しました。取崩しにつきましては、合わせて2,500万でございます。大変失礼いたしました。になります。したがって、残高が4,900万円ということになってございます。

続きまして、国保事業の県統一化でございますけれども、現在、既に平成30年に、県が主体となって国保運営を開始しております。県と村が一体となって運営を開始している状況でございます。国保税の税率の水準の統一、こちらにつきましては、令和3年3月に運営方針が見直されまして、令和11年に県の統一保険料の運用を開始するというような目標時期が示されております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第9、議案第43号「令和3年度大玉村土地取得特別会計補正
予算について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番(押山義則) 土地取得費、今回歳出で補正されまして1,537万
9,000円となるわけですが、これの面積、それから地目、それから平米当
たりの単価、それから、この土地の活用方針、明確にお示し願います。

○議長(菊地利勝) 総務部長。

○総務部長(押山正弘) 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、面積、単価関係でございます。

当初予算のほうで面積1,353平米というふうにご報告を申し上げておりますけれども、面積は変わりございません。当初予算の単価が1万1,000円、これは保育所を従来新設する際に買収した単価と同額というふうには、以前も申し上げております。その後、売買契約の交渉関係で、その1万1,000に100円をプラスしまして、単価を1万1,100円というふうに見直しをさせていただいて、今回、補正計上したところでございます。

なお、用地関係買収後におきましては、それぞれ造成をしまして、使用の目的とし
ましては、保育所が使う時間帯につきましては保育所の活用、そして土曜日並びに日
曜日等、保育所がお休みの日程につきましては、一般開放して、幼児に活用いただく
というふうな今、想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(菊地利勝) ほかにございませんか。11番。

○11番(押山義則) ただいまの説明で、保育所の活用と、それから残りの時間は一般
開放するということではありますが、その整備内容はどのようなことを考えていらっし

やるのか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

整備の内容ということでございます。

完全に固まったわけではございませんけれども、用地を不陸整正をかけまして、そこに芝生を植栽するというふうな、今、計画を持っております。その後に、若干の小さい子どもさん方が遊べるような遊具を何個か配置をするというふうな今、計画を持っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第44号「令和2年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、議案第45号「区長代理の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月15日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、6月15日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することを決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

令和3年6月18日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍蔵

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上であります。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第13、陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から、審査結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長(須藤軍蔵) 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月15日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を審査するため、6月15日午後2時より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席、さらに参考意見聴取のため教育部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することを決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

令和3年6月18日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍蔵

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(菊地利勝) ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 次に、追加議事日程を配付いたします。(追加議事日程 配付)

配付漏れございませんか。(なし)

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」、議員発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、議員発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所汚染水の海洋放出方針決定に反対する意見書について」並びに議員派遣の件が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第3号から議員発議第5号まで並びに議員派遣の件をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、議員発議第3号から議員発議第5号まで並びに議員派遣の件をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（斎藤信一） 議員発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月18日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 吉太郎

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
衆議院議長、参議院議長、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図られたい。

2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図られたい。

3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急

増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じられたい。

4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応されたい。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図られたい。

6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮されたい。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を生じることがないよう対応されたい。

8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直されたい。

9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかられたい。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じられたい。

11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組まれたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月18日

福島県安達郡大玉村議会議員 菊地利勝

○議長（菊地利勝） 議員発議第3号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより……（不規則発言あり）議長より訂正箇所を申しあげますのでお願いします。

1 ページ、2 ページの最初の「地域」財政を「地方」、方、地方にお直しいただきたいと思ひます。議員発議第 3 号の 1 番の表題、「地域」を「地方」財政ということでお直してください。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第 3 号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 追加日程第 2、議員発議第 4 号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2 番。

○2 番(渡邊啓子) 議員発議第 4 号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」

地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 1 8 日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議會議員 渡 邊 啓 子

賛成者 大玉村議會議員 佐 原 佐 百 合

提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

東日本大震災から 1 0 年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和 3 年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、1 6 億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年 1 2 月 2 0 日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後(令和 3 年度以降)における方針が

定められました。その中で令和2年に、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

しかし、今年度より、「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等となりました。今日においても、福島県では、令和2年4月1日時点で約6千5百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和4年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月18日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊地利勝

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第4号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第3、議員発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所汚染水の海洋放出方針決定に反対する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（武田悦子） 議員発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所汚染水の海洋放出方針決定に反対する意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月18日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 武 田 悦 子

賛成者 大玉村議会議員 松 本 昇

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣、農林水産大臣
朗読をもって説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所汚染水の海洋放出方針決定に反対する意見書（案）
政府は、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等で処理された水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出方針を令和3年4月13日に決定した。ALPS処理水の海洋放出は、東日本大震災から10年を経過した今も復興・創生に取り組んでいる本県にとって簡単に認めることができない措置であり、強行的に方針を決定した政府には強い不信感を抱かざるを得ない。

ALPS処理水の処分について、政府は、これまで農林水産業や自治体関係者等との意見交換や意見聴取を行ってきたが、その多くは海洋放出反対、あるいは関係者の理解推進や風評対策を求めている。また、経済産業省が実施した意見募集においても海洋放出の安全性を懸念する意見が多数あり、十分な議論や国民的理解が進んでいるとは決して言える状況にない。

このような状況において、海洋放出の方針が決定されたことに対し、4団体（JA福島中央会、県漁連、県森林組合連合会、県生協連）を中心とした計22団体が「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」を設置し、「すべての産業において復興が阻害されず、着実に進展していると確信が持てるまで反対する」と共同声明を発表したことは、本県の漁業をはじめ、農林業や観光業など様々な産業において、新たな風評被害の不安と、国や東京電力への不信感の表れである。

様々な分野に影響を及ぼすALPS処理水の処分方針については、県民、国民、そして多くの関係者等への説明責任を果たし、議論を尽くしたうえで、理解が得られたものでなければならない。

よって、国民的な理解を得られていないALPS処理水の海洋放出方針決定には強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第5号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第5号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第2回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時17分）